

# Office News

January, 2020

社会保険労務士 **ハセガワ** 事務所



## トピックス

### 年末調整手続きの電子化に向けた取組について

平成 30 年度税制改正により、令和 2 年分の年末調整から、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る控除証明書等について、年末調整手続きの電子化に向けた施策が実施されます。

年末調整手続きの電子化に向けて、企業では、次の 1～4 の準備が必要になります。

#### 1. 電子化の実施方法の検討

従業員が使用する年末調整申告書作成用のソフトウェアについてどのソフトウェアを使用するか、電子化後の年末調整手続きの事務手順をどうするかなどの検討が必要。

#### 2. 従業員への周知

電子化に当たっては、従業員においても、保険会社等から控除証明書等データを取得するための手続など、事前準備が必要となることから、電子化する際には従業員への早期の周知が必要。

#### 3. 給与システム等の改修等

従業員から提供を受ける年末調整申告書データや控除証明書等データを自社で利用している給与システム等にインポートし、年税額等の計算を行うためのシステムの改修等が必要。

#### 4. 税務署への届出

勤務先があらかじめ所轄税務署長に、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、その承認を受けることが必要。

国税庁が提供することとしている年調ソフトについてはまだ作成中ですが、どのような準備が必要となるのか、早めに確認しておきましょう。



## 労務相談Q & A



シロクマ  
人事部長

パンダ先生、こんにちは。  
先日、社内会議の中で、社員Aと社員Bがお互いに譲らない企画があり、口論の末、殴り合いのけんかとなりました。その結果、社員Bが全治2週間のケガを負ってしまいました。社員Bは社員Aに対し損害賠償を求め、さらに当社に対しても損害賠償を求めてきました。会社として応じなければならぬのでしょうか？



パンダ  
社労士

シロクマ部長、こんにちは。  
使用者は、従業員が事業の遂行をする上で第三者に加えた損害について、賠償責任を負うこととされています。社員の仕事につながる行為が不法行為であった場合は、会社に責任があります。したがって、社員が第三者に暴行を加えた場合、それが仕事と密接な関連があるものであれば、会社はその

責任を負わなければなりません。自社内の社員であっても、この「第三者」には含まれますので、結果的には社内での不法行為にも適用される可能性があります。なお、会社が社員の選任およびその事業の監督に関して相当の注意をしたときは、その限りではありません。

今回のケースを見ると、会議における公論は、職務行為から発生していますから、私的な原因で争いとなっているという事情があるものの、一応時間的、場所的に、また同期としても、当初の職務行為と関連性があると言えます。

したがって、過失相殺が問題となるものの、社員Cは会社に損害賠償を請求できると考えられます。

また、場合によっては、会社側が安全配慮義務違反を問われることもあり得ます。



## 今月の実務スケジュール

- 取引先への年始挨拶回り
- 再年末調整（年調後に異動があった場合）
- 新年度の経営方針・事業計画発表
- 法定調書の提出（→税務署）
- 給与支払報告書の提出（→市区町村）



## 連絡先

- ◆所在地：〒573-1125 大阪府枚方市養父元町 43-2  
★京阪本線「牧野」駅から徒歩 10 分
- ◆TEL：072-396-4870（サンキュー労使ハナマル）
- ◆FAX：072-396-4780（サンキュー労使悩まん）
- ◆メール：info@sharoshi-hasegawa.com
- ◆ホームページ：http://sharoshi-hasegawa.com